

甲の罪責

1 公務執行妨害罪

(1) 甲は、B の手を振り払い、事実関係帳簿を破り捨てた行為につき、には公務執行妨害罪(刑法「以下略」95条1項)が成立するか。

(2) ここで、当該犯罪の成立要件は、①公務員が、②職務を執行するにあたり、③これに対して暴行又は脅迫を加えることである。

(3)ア 本件では、①B は国税調査官であり、国の職員であるため「公務員」(7条1項)にあたる。また、②B は国税通則法 74 条の 2 に則り、質問調査権を行使していたことから、B の行為は、「職務を執行する」にあたる。

そして、③甲は B が制止しようとした際に手を払いのけているが、これは直接的な不法な有形力の行使として「暴行」にあたる。また、暴行とは、直接・間接を問わずに加えられる不法な攻撃のことをいうことから、事実関係帳簿を破り捨てた行為も「暴行」にあたる。

イ そうすると、甲には公務執行妨害罪の客観的構成要件は充足されるように思われる。もっとも、甲は、国税通則法 74 条の 13 による身分証明書の提示を B から受けていなかったために、当該行為に及んでいる。違法な状態で行った B の職務は、「職務を執行する」にあたるのが再び問題となる。

ウ ここで、公務については、公平・中立性が重んじられる正義の観点から、職務執行が違法である場合にも形式的保護を与えるものとしては解されない。そうすると、書かれざる構成要件として、職務の適法性を求めるべきである。適法性においては、職務行為が公務員の抽象的職務権限の範囲内にありつつも、その行使が具体的状況下で相当と言えるかどうかで判断する。

エ 本件では、国税通則法 74 条の 2 は質問調査権を付与し、B の行為は抽象的職務権限の範囲内にあるといえる。もっとも、B は身分証明書の提示をせずに調査を進めている。

これに対して、甲が B に身分証明書の提示を求めたのは、調査の開始前ではなく、すでに行われている最中であつた。調査がすでに開始しているときは、調査の安全で円滑な遂行も求められる。つまり、被調査者による証拠隠滅などが行われる高度の蓋然性が存在する場合においては、例外的に事後的な提示も認めざるを得ないというべきである。

本件の場合、B は事前の調査により、帳簿操作に対する甲への強い嫌疑を有していた。また、甲が身分証明書の提示を求めた際にも、B は、この機会を逃せば、甲が証拠隠滅に出ることを強く察知している。

そして、国税通則法 74 条の 13 は身分証明書の提示を義務付けてはいるが、当該規定は、これを履践しないからといって、74 条の 2 が定める質問調査権の行使を妨げるものではない。

オ よって、甲の行った公務は適法なものであるといえ、改めて要件②の充足が確認される。

(4)ア 次に、甲は、身分証の提示を受けていないため、自身の違法性が阻却されるという考えをもとに実行行為に及んでいるが、これにより甲の故意(38条1項)は阻却されるか。

イ ここで、当該違法性に関する錯誤については、事実に関する限りの錯誤であれば、構成要件の故意は阻却されるが、適法性に関わる法的な錯誤であれば、法律の錯誤にあたるため、故意は阻却されないとされる。

ウ 本件では、甲は、B が国税通則法 74 条の 13 に関する違法な状態にあることから、自身の行為は本罪に当たらないという認識であるが、これは違法性判断につき法律の錯誤にある場合である。

エ よって、甲の本罪に対する故意は阻却されない。

(5) したがって、甲には当該行為につき公務執行妨害罪が成立する。

2 暴行罪

甲は、B の制止を手で振り払った行為につき、暴行罪(208 条)が成立する。

3 罪数

甲には公務執行妨害罪と暴行罪が成立し、両者の関係は、後者が前者に吸収され一罪となる。